



小総行第158号

令和3年12月28日

オンブズマン小山町 代表 牧野 恵一 様

小山町長 池谷 晴



「小山町行政に係る抗議書及び要求書」への回答

令和3年11月10日付けで貴団体より提出のあった標記文書について、下記のとおり回答いたします。

記

(1) 要求事項1について

足柄サービスエリア周辺地区開発事業に係る土地の処分については、小山町議会令和元年9月定例会において、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に則り令和元年8月29日に議決を得ているとともに、土地売買仮契約書第11条に規定する買主の地位の承継が行われているため、議決を欠いた行為に当たらない。

議決した相手方と登記先が異なることについては、土地売買仮契約書第11条に規定する買主の地位の承継に当たり、双方の合意の上で行為を行っているため、全部事項証明書の偽造に当たらない。

(2) 要求事項2について

議決した相手方と登記先が異なることについては、(1)で述べたとおり買主の地位の承継によるものであり、公正証書原本不実記載等に当たらない。

(3) 要求事項3について

土地売買仮契約書に係る町議会議決については、あくまで町長が売買契約を「締結することができる」権利を認めるものであり、仮契約は予約の性質を有するものと解されていることから、仮に議会議決後に地上権設定契約の要件不成立によって当該契約が本契約とならないこととなっても、土地売買仮契約書第16条に規定する条件の不成就により当該契約が不成立となるだけであり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に反しない。なお、地上権設定契約については、令和2年11月27日に締結され、足柄サービスエリア周辺地区開発道路における土地(町道2416号線道路改良舗装工事事業用地)の取得については、小山町議会令和2年12月定例会において、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に則り令和2年11月30日に議決を得ている。

土地売買仮契約書に地上権設定契約締結を条件として盛り込んだことについては、足柄サービスエリア周辺地区開発道路建設事業が公益性を有する事業であるという前提のもと、開発協定書第5条に基づき事業調整に協力する立場として土地売買仮契約書第16条に記載したものであり、同条第3項は仮契約書の性質から確認事項として記載している同条第2項から派生的に生じたもので

あり、当該仮契約については、双方の合意により締結されているものであることから、当該条件を設定したことは公務員の職務権限を逸脱した不当な条件を強いるもの及び不公平な利益供与に当たらず、地方自治法及び地方公務員法に抵触しない。

(4) 要求事項4について

負担金の請求については、開発道路建設事業に関する協定書に基づき、町と開発事業者との協議の上決定することとなっているため、開発事業者との協議が整った時点で請求するものである。

(5) 要求事項5について

足柄サービスエリア周辺地区開発道路は、県内外の広域圏と本町を結ぶ重要な交通軸である東名高速道路に接続する足柄 SIC と県道御殿場大井線を結ぶ重要な路線であるとともに、町内各地域及び拠点を結ぶ利便性の高い道路網の構築を目指し、平成 24 年度に策定した道路整備プログラムに基づき、町が計画的に整備を推進していく路線である。そのようななか、開発事業者からの提案が、総合計画に掲げた施策や『“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組』の事業目的の早期達成を図る、町の構想と合致したことから、開発事業者と協力して町道整備を進めることとした。町は足柄サービスエリア周辺地区開発道路建設事業を含む足柄サービスエリア周辺地区の道路整備事業全体を町の道路事業として整理し、町の一般会計の道路事業として進めているため、負担金収入の如何にかかわらず、町の道路事業を実施することは当然のことである。

(6) 要求事項6について

足柄サービスエリア周辺地区開発道路建設事業に関する費用は、町が行う事務について経費をもって支弁するものであるため、継続費の制度を用いることについて問題はない。なお、足柄サービスエリア周辺地区開発道路建設事業は、内陸フロンティア推進区域の事業目的の早期達成を図るため、小山町議会平成 29 年 7 月臨時会で事業実施に係る継続費の設定について議会の承認を得ている。

(7) 要求事項7について

当該開発事業者と協定を締結した理由については、(5) で述べたとおりである。

(8) 要求事項8について

地方公共団体が私人と対等の地位において、私法上の効果の発生を目的とする契約を締結することは可能である。(5) で述べたとおり、当該事業を含む足柄サービスエリア周辺地区の道路整備事業全体を町の道路事業として整理しており公益性が認められ、町の一般会計の道路事業として進めている。よって、当該事業に町職員が従事することは、地方自治法第 2 条並びに地方公務員第 30 条、第 35 条及び第 38 条に反しない。

小山町役場

窓口担当：総務課 総務法規班

電話：0550-76-6131